



株式会社  
さいたま測量設計

大型エリアの土地の測量、  
開発許可、登記申請のことなら



さいたま測量設計は、  
首都圏を中心に  
分譲案件等の測量に関する  
業務をワンストップで  
対応します。



株式会社  
さいたま測量設計

会社名：株式会社さいたま測量設計

代表者：牧野 友樹

所在地：〒338-0001 埼玉県さいたま市  
中央区上落合1-7-18-102

T E L : 048-851-5260



測量、開発許可から  
登記申請までワンストップで  
ご対応いたします。

株式会社さいたま測量設計では、不動産会社や  
住宅販売会社などをメインに土地の測量、開発  
許可、投資申請などをおこなっております。



土地家屋調査士のなかでも開発許可まで対応可能  
です。また現在では土地家屋調査士の高年齢  
化が進む中、当社では若いスタッフが多く所属  
しております。



# 測量 SURVEYING

現況測量、境界確定測量から分筆登記まで対応いたします。

## 現況測量

現在の土地の状況をそのまま反映させた測量で、ブロックや建物、既存境界線などの現地にある地物から計測して、土地のおおよその寸法や面積、高さを把握できます。



## 境界確定測量

隣地の所有者の立会い及び確認、官公署の図 PIC 面をもとに土地の境界を確定させます。

## 筆界特定手続

隣地に面している土地との境界とのトラブルを無くすために、法務局等での手続をおこないます。

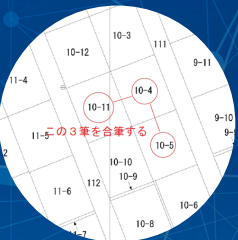
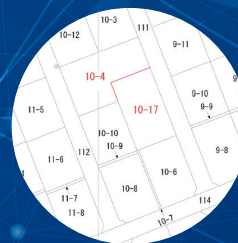


# 土地登記 LAND REGISTRATION

土地ごとの所在、面積、所有者などの権利を公示することです。

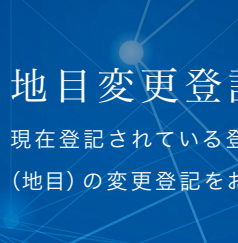
## 分筆登記

登記簿上で、一つの土地を複数に分割することです。分筆をおこなったうえで各々独立した土地として登記をおこないます。



## 合筆登記

分筆登記とは逆に、複数の登記された土地を1つにまとめて登記をおこないます。



## 地目変更登記現

現在登記されている登記の内容(地目)の変更登記をおこないます。

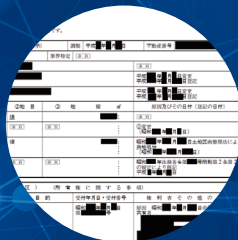
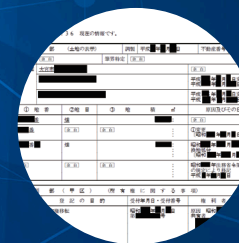


# 建物登記 BUILDING REGISTRATION

建物ごとの所在、面積、所有者などの権利を公示することです。

## 表題登記

まだ公的に登記がされていない「土地」「建物」に関して、新規で登録するためにおこなう登記になります。

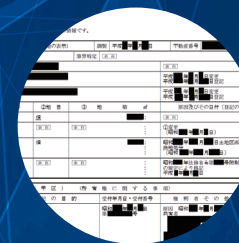


## 滅失登記

建物が取り壊し等によってなくなったときにおこなう登記になります。

## 表題部変更登記

すでに登記されている建物等の状態(屋根の種類、床面積等)が工事等によって変更となった場合におこなう登記になります。



## その他諸 手続

1,000㎡以上の土地の  
宅地分譲を対応  
いたします。

## 境界確定測量

宅地造成等をおこなう場合に必要となる許可になります。一定規模(500㎡以上)の土地を開発する際に必要になります。

## 市街化調整区域

市街化調整区域によって家を建てることができない(抑制されている区域)に対して、申請をおこないます。

## 位置指定道路

建築基準法上の道路の一つで、建物は道路に面していないと建設ができません。その道路の許認可の申請をおこないます。

## STEP

### STEP① お問い合わせ

まずは、現在の状況等をお聞かせください。何をどうすればよいのかご不明の場合も、なんでも聞いてください。

### STEP② お打合せ

ご訪問もしくはテレビ会議等でおこないます。お電話で確認できなかった内容等を含め、整理していきます。

### STEP③ 現場調査

該当する現場にて測量をおこなっていきます。

### STEP④ 書類作成、提出

各種書面作成→法務局等関係各所へ提出となります。